競技登録委員会附則 1.

全日本大学バレーボール連盟の登録及び脱退会に関する内規

2018年 04月 01 日施行 理事会制定

(登録者資格)

- 第5条 連盟への登録資格は連盟規約第7条の定めにより下記の条件を満たしたものとする。
 - 2 <u>登録者</u>の登録年数は、大学及び短期大学入学から最短修学年限までとする。 (例4年制大学であれば4年間、2年制短期大学なら2年間、医学部等6年制大学なら6年間とする。)

(登録抹消及び再登録)

- 第6条 連盟の登録抹消及び再登録の手続きを定める。
 - 2 登録者が裁定委員会及び規律委員会に置いて、除名の勧告を課せられた場合は登録を抹消とする。
 - 3 第8条の加盟大学が登録者の重複確認証明書を提出しなかった場合は、連盟登録を抹消する。
 - 4 登録者が休学及び休部等で登録を継続せず、その後の再登録年数は初年度登録から休学及び休部期間 に関係なく加盟大学の最短就学年数までとする。
 - 5 退学者の編入学及び再入学による再登録の場合は、登録申請者の初年度登録から退学までの登録年度数 を最短就学年数から差し引いた年数を再登録年数とする。

(大学間の登録者の移動)

- 第7条 連盟の加盟大学間の登録者の移動は、次の通りとする。
 - 2 同一大学内で大学・短大それぞれがチーム登録している場合は、チーム間の登録者移動は認めない。
 - 3 編入学等により他大学へ移動した登録者の登録年限は、原則として移動以前の初年度登録時より通算した移動後の大学の最短修学年数とする。
 - 4 大学が敷設する大学院・別科、専科及び聴講生、科目履修生等に所属の学生は登録を認めない。また、 地区学連の競技会については、地区学連の定めるところによる。

※追加条項

(連盟登録者の重複登録)

第8条 日本バレーボール協会規定により、3カテゴリーまでの登録が認められていることに基づき、別に定める連盟加盟大学から、重複確認証明書(該当大学の確認書等)を連盟に提出された時は、他2カテゴリー内で重複登録することができる。

(スタッフ登録)

- 第9条 監督及びコーチ並びにトレーナー登録は以下の通りとする。
 - (1) 監督及びコーチは連盟内の他大学に重複して登録することはできない。
 - (2) 他カテゴリーの監督及びコーチ登録者は連盟登録大学への登録を認める。
 - (3) 連盟登録スタッフが他カテゴリーのスタッフとして登録を認める。
 - (4) 同一大学の場合は、男子及び女子の監督・コーチの兼務を認める。
 - 2トレーナー登録資格は次の資格に準ずるものとする。
 - (1) 医師、看護師等、医療関係免許有資格及びトレーナー指導者資格所有者とする。 但し、当分の間科学研究委員会が認めた健康・安全管理及び救急救命・応急処置等の講習会に参加し認定書を交付された者がトレーナーとしてベンチに入ることを許可する。
 - (2) 医療資格取得者はトレーナーとして他大学及び他カテゴリーに登録することができる。学生トレーナーは他大学のトレーナーとして登録はできない。

(外国国籍者の登録取扱い)

- 第10条 外国国籍登録者の分類は次の通りとする。
 - (1) 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国国籍者。
 - (2) 日本で義務教育を終了した外国国籍者。
 - (3) 日本の高等学校を3年間終了した外国国籍者。
 - (4) 日本の大学に外国から留学により(1年次の入学)入学した外国国籍者。
 - (5) 日本の大学に外国の大学から転入学した外国国籍籍者。
 - (6) その他の外国国籍者。

(外国国籍者の登録)

- 第11条 外国国籍者の登録は次の通りとする。
 - 2 外国国籍登録者の分類(1)(2)(3)の登録は日本国籍者と同様に登録することが出来る。
 - 3 分類(3) の登録者は外国国籍者として登録する。
 - 4 分類 (4) (5) の登録者は最短修学年限から本国におけるすでに修学した年数を控除した年数に限り外国国籍登録者として登録する事が出来る。
 - 5 分類(6)の登録者については、その都度内容を競技登録委員会で検討し、理事会の決議による。
 - 6 外国国籍者の連盟への登録時の記入は分類(1)(2)N1(3)N2(4)(5)N3 と記入する。

(外国国籍者の試合参加条件)

- 第12条 外国国籍者の試合参加条件は次の通りとする。
 - 2 外国籍者の分類(1)及び(2)の登録者は日本国籍登録者と同様に扱う。
 - 3 分類 (3) の登録者は大会へのエントリーを 3 名までとし、コート上には 2 名に限り出場する事が 出来る。
 - 4 分類 (4) 及び (5) の登録者は競技会へのエントリーを 2 名までとし、コート上には 1 名に限り出場する事が出来る。
 - 5 分類(2)(3) 及び(4)(5) の重複する場合の競技会へのエントリーは 5 名以内とし、コート上の出場は 3 項及び 4 項を適用する。(分類(3)と(4)(5)の選手が重複してコート上に出ることはできない。)

(規程の改廃)

第13条 この内規の改廃は、連盟の理事会の決議を経て行うものとする。

※外国国籍者の登録記入追加例

1-M-001-10001-N3

|学連番号||性別||大学番号||初回登録年度||学生番号||外国国籍番号

大学登録番号

学連番号		性 別	大学番号	学生番号	外国国籍者番号
北海道学連	1	男子 M			N1~3
東北学連	2	女子 F			
北信越学連	3				
関東学連	4				
東海学連	5				
関西学連	6				
中国学連	7				
四国学連	8				
九州学連	9				

北海道大	022
男子	М
学生番号	10001

ניען 1-M-022-10001

外国国籍者分類記入例				
分類(1)(2)	N1			
分類(3)	N2			
分類(4)(5)	N3			

慶応大学	025
女子	F
学生番号	10025

4-F-025-10025

学生個人番号は短大2年大学4~6年間、同一番号を使用する。 大学の所属に変更があった場合の学生個人番号の取り扱い 4-M00-12001から所属変更大学の登録番号から、新しく所属した 大学番号4-M-000-12T00する。

所属大学移動等の変 更があっても変更しな

大学を移動したことを示すTをいれる

競技登録委員会附則 2.

全日本バレーボール大学手権大会の試合方法及び申し込み方法等の内規

2018年 04月 01 日施行 理事会制定

第1条 目的

この内規は、全日本バレーボール大学男子・女子選手権大会の運営を円滑にするために定める。

第2条 試合方式

連盟の試合形式は次に掲げる2方式とする。当分の間東京大会としの場合は A 方式で、地区 大会の場合は B 方式で行う。

2 A 方式

- (1) 連盟に登録されている各大学がフリー参加できる。
- (2) グループ戦は3チームでリーグ戦を行い上位2チームが決勝トーナメントに進出。
- (3) グループ戦には 16 チームのグループ戦シード枠を設ける。グループ戦シードは、決勝トーナメント 16 シードチームを除いた、前年度のインカレでベスト 32 に入ったチームに当学連枠として与える。各学連は当年度の成績を加味して決定する。
- (4) 決勝トーナメント戦はシード枠を 16 チームを設ける。シードは、前年度のインカレでベスト 16 に入ったチームを所属学連枠とする。各学連は当年度の成績を加味して決定する。

3 B 方式

- (1) 全日本大学バレーボール連盟に登録されている大学から選抜された 64 チームが参加し、全試合トーナメント、5 セットマッチ方式で試合を行う。
- (2) 64 チームの選び方は、東日本・西日本インカレの上位各 8 チーム合計 16 チームの該当大学枠とする。
- (3) 他の 48 チームは 表1 に示す通り、男女別に2年ごとに、5 月末の全日本学連加盟総数から地 区学連加盟登録数の割合で地区学連出場数を決定する。
- (4)各地区学連は、当年度の成績(春・秋リーグ戦等)を参考に決定する。 インカレ枠に入った大学数に応じて、各学連枠を繰り上げて、地区学連枠数とする。

表 1

(例) 東日本インカレにおいて、関東学連所属チーム6チームが8位以内に入った場合は、 関東学連からは6チーム+12チーム、合計18チームが全日本インカレに出場できる。

第3条 グループ戦及びトーナメント戦の抽選

2 A 方式の抽選方法

7

	衣工
	64チーム
	男女別
東日本インカレ	8
西日本インカレ	8
北海度学連	
東北学連	
北信越学連	
関東学連	
東海学連	
関西学連	
中国学連	
四国学連	
九州学連	-
合 計	64

各学連枠

(2年平均所属学連登録数割合で決定する。)

競技登録委員会附則 1.全日本大学バレーボール連盟の登録及び脱退会に関する内規 9 条 3 項にトレーナー登録条項を追加したことから、競技登録委員会附則 2.の全日本バレーボール大学手権大会の試合方法及び申し込み方法等の内規第 6 条トレーナー資格を削除し新たに、第 6 条にユニフォーム規程を入れる。

※削除条項

第6条 トレーナー資格

- (1) ベンチ入り登録トレーナーの登録資格は次の資格に準ずるものとする。 - 医師、看護師、医療関係免許有資格及びトレーナー指導者資格所有者とする

但し、当分の間科学研究委員会が認めた健康・安全管理及び救急救命・応急処置等の講習会に参 知し初定書ななけるれた者がトレーナーとしてベンチに入ることな許可する

※追加条項

(ユニフォーム規程)

第6条 ユニフォームはリベロ競技者以外の競技者は同色同一デザインでなければならない。リベロ競技者は他の競技者とはっきり区別がつく対照的な色のユニフォームを着用しなければならない (例:競技者の胸の部分が紺色で裾の部分が白の場合、リベロ・プレーヤーの胸の部分が白で裾の部分が紺色のような反対デザインの物は禁止する)

ユニフォームのメインカラー(主たる色)は、65%以上を占めていることとする。

- ① ユニフォームの競技者番号サイズは、胸部中央に高さ 15 cm以上、字幅 2 cm以上、背部中央に高さ 20 cm以上字幅 2 cm以上でなければならない。
- ② ユニフォームのチーム名は公益財団法人日本バレーボール協会主催(JVA)の競技大会、連盟関係する競技会としては、全日本バレーボール大学男子及び女子選手権大会出場チームは、胸部もしくは背部に JVA 及び連盟に届け出た正式なチームネームまたはチームニックネームのいずれかを付けなければならない。サイズは規定しない。また、別にチームのシンボル・マーク(校章・略号サイズ規定なし)を付けてもよい。
- ③ ユニフォームの袖に(袖がない場合には背面襟下に)所属する都道府県名を付けてもよい。



※追加条項

総務委員会附則.

海外遠征及び海外チームと国内外合宿・試合等の内規

(海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合の届け出)

第1条 連盟登録大学が国内外で海外チームの活動状況を把握することを目的として定める。

第2条 連盟に登録している大学チームが海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合を行う時は、 学連(全日本学連及び所属地区学連)に届出をしなければならない。

第3条 全日本学連及び所属地区学連への届出書式は別に定める。

全日本大学バレーボール連盟 会長 市川 伊三夫 殿 〇大学バレーボール連盟 会長 〇 〇 殿 地区学連名

○○○大学バレーボール部

部長 〇〇 〇〇 印

他カテゴリー重複登録確認証明書

氏 名

重複登録するチーム所属カテゴ

記

添付書類

- 1. 大学バレーボールと他所属チームとの契約書写し□
- 2. 大学と本人の申し合わせ書の写し□
- 3. 本人と他所属チームとの契約書写し□

添付資料(添付書類欄の□に確認の☑チェックを入れる

年月日氏名を自筆記入捺印

全日本大学バレーボール連盟 会長 市川 伊三夫 殿

○○○○大学バレーボール部

部長 〇〇 〇〇 印

届け出するの対象活動を記載

'海外チームとの交流等に関する届出書

海外合宿・遠征及び海外チームと国内合宿・試合等の内規に基づき〇〇〇〇国に 2017 年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日の間遠征し〇〇〇〇大学と合宿遠征することに成りました。安全等に十分配慮した計画に従って行動し、海外交流行及びバレーボールの強化普及等に努めます。

記

- 1.大学許可書 □
- 2.渡航計画書 □
- 3.海外等からの招へ書類の写し □
 - (1) 海外の国 及びバレーホール協会等からの招へい
 - (2) 海外の大学からの招へい
 - (3) JVA の依頼による海外のチームとの合宿及び試合
 - (4) 学連加盟大学から海外チームの招へい

添付資料(添付書類欄の□に確認の☑チェックを入れる